

# 災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

本業務は、高齢者、障害者などの要配慮者が災害時に安心・安全に避難できる体制を確保するため、モデル市町村を対象として、市町村職員、福祉避難所となる施設の職員、民生委員、自治会役員及び当事者等が参加する、直接避難を含めた福祉避難所の開設・運営訓練を防災の専門家が支援して実施することにより、体制整備を促進するものである。

全国的にも直接避難体制を構築している市町村は非常に限定的である中、限られた福祉避難所に避難すべき要配慮者を選定する合理的基準、福祉避難所の開設・運営に携わる市町村職員への理解など、専門的知識やノウハウが求められる。

以上の理由から、業務受託者の選定に当たり、企画力、広報力、経験実績、技術力、実施意欲等を総合的に判断するため、企画提案による公募型プロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の内容に関する事項

### (1) 委託業務名

災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託

### (2) 業務内容

別添1「災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

7,920,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 応募資格に関する事項

下記(1)～(8)をすべて満たしている者は応募資格を有する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 過去3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）において、国又は地方公共団体から避難計画や福祉避難所に関する業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 仕様書の内容を十分に理解した上で本プロポーザルに参加する者であること。

#### 4 手続きに等に関する事項

##### (1) 質問の受付

ア 提出期限

令和5年8月3日(木)正午【必着】

イ 提出書類

別添2「災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問書」

ウ 提出方法

電子メール ※送信後は電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

下記9のとおり

オ 回答方法

令和5年8月7日(月)午後5時までに、本プロポーザルの実施を告知したホームページで回答する。

##### (2) 企画提案書類の受付

ア 提出期限

令和5年8月9日(水)正午【必着】

イ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 企画提案書(様式2)

(ウ) 会社概要書(様式3) ※必要に応じて補足資料(A4)を提出する。

(エ) 見積書(様式4)

(オ) 業務受託実績調書(様式5)

(カ) 欠格事項に該当しない旨の誓約書(様式6)

ウ 提出方法

電子メール ※送信後は電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

下記9のとおり

##### (3) 留意事項

ア 提出された質問書、企画提案書類は返却しない。

イ 本プロポーザルへの応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。

ウ 県からの指示によるものを除き、企画提案書類提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 企画提案書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること。

#### 5 受託候補者の選定に関する事項

##### (1) 審査

別添3「災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託公募型プロポーザル

審査基準」に基づき、提出された企画提案書類の内容を総合的に審査し、受託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年8月16日（水）までに文書で通知する。

## 6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、受託候補者の選定に係る審査を受ける資格を失うことがある。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められたとき。
- (2) 資格審査の結果、応募資格がないと認められたとき。
- (3) 虚偽により資格を得た者が応募したと認められたとき。
- (4) 提出期限までに企画提案書類が県に到達されなかったとき。
- (5) 企画提案書類に不足や不備があるとき。
- (6) 見積書の金額が委託料上限額を超えるとき。

## 7 委託契約に関する事項

- (1) 受託候補者と企画提案内容の詳細について協議し、合意に至った上で委託契約を締結する。

なお、協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

- (2) 契約保証金は契約金額の100分の1とする。

ただし、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

## 8 その他

企画提案書等を提出した者が1者のときは、委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

## 9 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電話 048-830-3310

FAX 048-830-4789

メール [a3310-01@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3310-01@pref.saitama.lg.jp)